

歩　掛　関　係

平成 21 年 4 月 1 日以降

工事費の積算

直接工事費

1 材 料 費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

(1) 数 量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。

(2) 価 格

「一般土木資材単価」の「[1] 資材単価」の「資材単価の決定について」(p 総 - 1)を参照。

2 諸 經 費

(1) 諸雑費

1) 諸雑費の定義

諸雑費は、雑材料・小器材の費用等について、積算の繁雑さを避けるため率計上するものである。

2) 単価表

(イ)歩掛表に諸雑費率が記載されているもの

所定の諸雑費率の限度いっぱいを計上する。なお、金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

(ロ)歩掛表に諸雑費率が記載されていないもの

諸雑費は計上しない。

3) 内訳書

諸雑費は計上しない。

3 端 数 処 理

(1) 端数処理

1) 単価表及び内訳書の各構成要素の数量 × 単価 = 金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

2) 直接工事費計は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

3) 共通仮設費の各細別ごとの積み上げ金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

4) 共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

5) 現場管理費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

6) 一般管理費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

間接工事費

1 諸経費の取扱い

(1) 橋梁支承(鋼製支承ならびにゴム支承)の諸経費の取扱いは下記表による。

新設・補修	橋種	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
新 設	綱 橋	×	×	
	P C 橋			
補 修	綱 橋			
	P C 橋			

は対象とする × は対象としない

(2) 鋼製砂防構造物の間接工事費の取り扱い

	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
鋼 製 砂 防 構 造 物	×	×	

は対象とする × は対象としない

2 運搬費

離島地区における本土からの重機分解組立による運搬については、往復の場合、フェリー運賃を4回

(2×2)回別途計上する。 トラック台数については、表1により算出する。

表1 12t トラック換算台数

機械区分	12t トラック換算台数算出式(台)	
ブルドーザ	0.0680Wk + 0.53	
クローラクレーン系(基本ブーム装備)	0.0946Wk - 0.27	
トラッククレーン機械式(基本ブーム装備)	0.0708Wk - 1.07	
クローラ式杭打機	0.0963Wk - 0.23	
オールケーシング掘削機クローラ式	0.0885Wk + 0.04	
地盤改良機械	0.0799Wk + 0.83	
トラッククレーン油圧式	0.0587Wk - 1.00	
オールケーシング掘削機据置式・前旋回型	0.0460Wk + 2.58	
中間ブームクローラクレーン系及び	~30t吊り	0.05L
トラッククレーン機械式	35t吊り~	0.10L

(注) 1. Wk は機械質量であり、「請負工事機械経費積算要領」別表第1に記載されている機械質量とする。

2. L は中間ブーム長であり、装着ブーム長から基本ブーム長(表6.10)を減じて求める。

3. 算出された換算台数は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。

機械名	吊り能力 t 吊り以上	基本ブーム長	摘要
	~ t 吊り未満		
クローラクレーン系 機械ロープ式	~ 50	9	注) 35t吊りは9.5m
	50 ~ 100	12	
	100 ~	18	
クローラクレーン系 油圧ロープ式	~ 50	10	
	50 ~ 100	13	
	100 ~	18	
トラッククレーン 機械式	~ 50	9	注) 35t吊りは9.5m
	50 ~ 100	12	
	100 ~	15	

3 「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。

- 1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）
- 2) 上下水道料金
- 3) 有料道路利用料

区分	処分費等が「共通仮設費対象額（P）+準備費等に含まれる処分費」に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額（P）+準備費等に含まれる処分費」に占める割合が3%超える場合または処分費等が3千万円を超える場合
共 通 仮 設 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額（P）+準備費等に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
現 場 管 理 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額（P）+準備費等に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
一 般 管 理 費 等	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額（P）+準備費等に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。

(注) 1 . 上表の処分費等は、準備費等に含まれる処分費を含む。

なお、準備費等とは、運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費、營繕費をいう。

2 . これにより難い場合は別途考慮するものとする。

4 「長崎県産業廃棄物税相当額」の取扱い

「長崎県産業廃棄物税相当額」は間接工事費等の率計算の対象としない。

数 値 基 準

1 数値基準

設計書の表示単位及び数位は原則として次のとおりとする。

- (1) . 設計表示単位及び数位は、別表に示すとおりとする。
- (2) . 設計数量が設計表示数位に満たない場合及び、工事規模、工事内容等により、設計表示数位が不適当と判断される場合は（小規模工事等）有効数位第1位の数量を設計表示数位とする。
- (3) . 数値基準以外の項目について、設計表示単位及び数位を定める必要が生じたときは工事規模、工事内容及び数値基準等を勘案して適正に定めるものとする。
- (4) . 数量計算過程においての数量は、四捨五入とし、設計計上数量は、設計表示数位に切り捨てして求めるものとする。
- (5) . 設計表示単位及び数位の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。
- (6) . 契約数量は設計計上数量とする。但し工事目的物以外で、指定仮設等数量明示が必要な種目以外は1式計上する。
- (7) . 設計表示単位及び数位は設計図書に添付するものとする。（土質調査、測量業務関係等は除く）
- (8) . 設計表示数位に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。
- (9) . 単価契約には設計表示単位及び数位は適用しない。

設 計 変 更

1 一 般 事 項

- (1) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。
- (2) 設計変更時における現場管理費の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更等により補正できることとなつた場合は設計変更の対象として処理するものとする。

2 設計変更における材料単価及び歩掛施工条件等の取り扱いについて

- (1) 下記の重要な事項に該当する変更における、追加工種の費用及び工事增量分の費用については、変更時（変更指示日）の歩掛・単価により積算するものとする。

重要な事項

- ・構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
- ・新たに追加する工種に関わるもので重要なもの
- ・一つの打合せ事項における変更見込み金額が変更前設計額の20%を超えると思われるもの。
- ・その他重要と判断されるもの

注：「重要なもの」とは、その工事の本質部分をいう（雑工事等は除く）

- (2) 上記の重要な事項に該当しない場合は、当初設計歩掛・単価により積算するものとする。

ただし、当初設計歩掛け単価による積算が著しく不適当と判断される場合は、この限りではない。

3 設計変更の積算例

請負工事の設計変更は、官積算により、次の方法で行うものとする。

(1) 設計額

設計変更の際、元設計および変更設計の種別、細別等の金額は、全て官積算額とする。

(2) 設計変更の要領

設計変更の積算は、次の方法により行う。

[第1回変更設計額]

$$\begin{aligned} \text{工事価格} &= \frac{\text{請負額}}{\text{当初官積算額}} \times \text{第1回変更官積算工事価格} \\ (\text{落札率を乗じた額}) &= \text{工事価格} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

[第2回変更設計額]

$$\begin{aligned} \text{工事価格} &= \frac{\text{第1回変更請負額}}{\text{第1回変更官積算額}} \times \text{第2回変更官積算工事価格} \\ (\text{落札率を乗じた額}) &= \text{工事価格} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

[第3回変更設計額]

$$\begin{aligned} \text{工事価格} &= \frac{\text{第2回変更請負額}}{\text{第2回変更官積算額}} \times \text{第3回変更官積算工事価格} \\ (\text{落札率を乗じた額}) &= \text{工事価格} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

(3) 設計変更の積算例

当初官積算額 105,000 千円

〔第1回変更設計額〕

第1回変更官積算工事価格 115,000 千円 当初請負額 102,900 千円

$$\text{工事価格} = \frac{102,900}{105,000} \times 115,000 = 112,700 \text{ 千円}$$

(落札率を乗じた額)

$$\text{第1回変更設計額} = 112,700 \times (1 + 0.05) = 118,335 \text{ 千円}$$

〔第2回変更設計額〕

第2回変更官積算工事価格 105,000 千円 第1回変更請負額 118,335 千円

$$\text{工事価格} = \frac{118,335}{115,000} \times (1 + 0.05) \times 105,000 = 102,900 \text{ 千円}$$

(落札率を乗じた額)

$$\text{第2回変更設計額} = 102,900 \times (1 + 0.05) = 108,045 \text{ 千円}$$

〔第3回変更設計額〕

第3回変更官積算工事価格 110,000 千円 第2回変更請負額 108,045 千円

$$\text{工事価格} = \frac{108,045}{105,000} \times (1 + 0.05) \times 110,000 = 107,800 \text{ 千円}$$

(落札率を乗じた額)

$$\text{第3回変更設計額} = 107,800 \times (1 + 0.05) = 113,190 \text{ 千円}$$

(注) 1) 変更官積算とは、官単位、官経費をもとに、当初官積算と同一方法により積算する。

2) 請負額、官積算額は、消費税を含んだ額。

3) 消費税率 = 消費税率 + 地方消費税率

変更設計図書の作成について

1 変更設計図書は、発注者が作成することが基本である。作成にあたっては、

- ① 請負者から提出される確認資料を活用して作成する。

請負者の作成した図面等の活用

請負者は、条件変更等の確認資料として、次の資料を提出する。

(土木工事共通仕様書 1-1-3)

・現地地形図

・設計書との対比図

・取り合図

・施工図等

請負者の作成する施工図の範囲を明確にする。

別紙例示資料参照

- ② 構造計算を伴うものは、コンサルタント等を活用して作成する。

- a 構造計算等に瑕疵がある場合。

・設計業務受託者へ修補させる。

- b 新たに構造計算等が必要になった場合。

・当初設計業務受託者等へ別途発注により図面等を作成させる。

2 数量計算

- ① 上記1の①の請負者作成範囲は、請負者が数量計算する。

- ② 上記1の②はコンサルタント等が数量計算する。

1 甲と乙の業務分担について

(1)工事請負契約書

第18条 (条件変更等)

乙は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときには、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- 三 設計図書の表示が明確でないこと
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの
→甲が行う
- 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事工作物の変更を伴うもの
→甲が行う
- 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事工作物の変更を伴わないもの
→甲乙協議して甲が行う

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第19条 (設計図書の変更)

甲は、必要があると認められるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(2)建設工事共通仕様書

1-1-3 設計図書の照査等

1 省略

2 請負者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

1-1-17 設計図書の変更

1 設計図書の変更とは、入札に際し、発注者が示した設計図書を、請負者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。

1－1－23 数量の算出及び完成図

- 1 請負者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
- 2 請負者は、出来形測量の結果をもとに、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員に提出しなければならない。

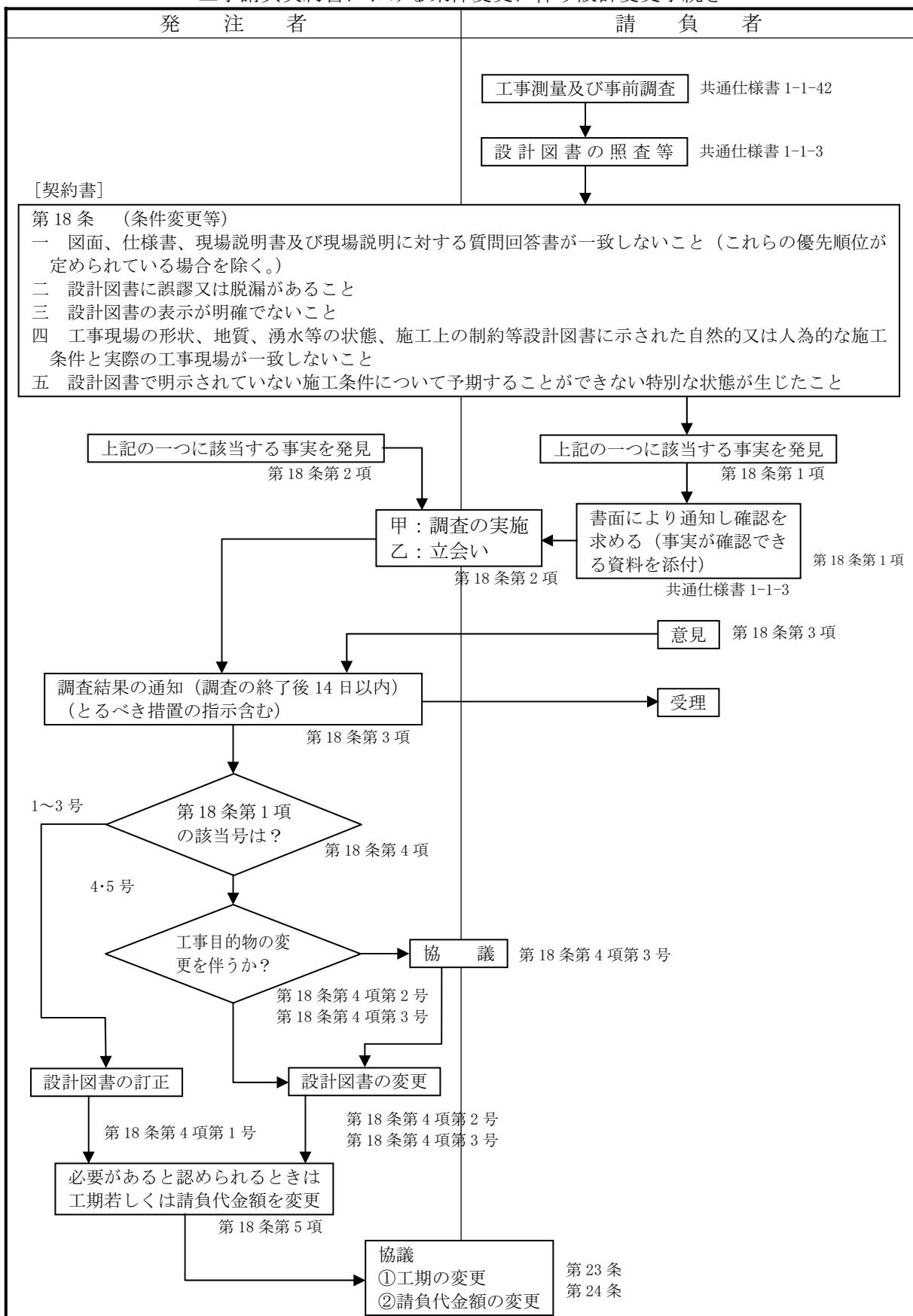
出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、建設工事施工管理基準、長崎県土木工事検査基準、長崎県建築工事検査基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

- 3 請負者は、出来形測量の結果及び設計図書に従って完成図を作成し、監督職員に提出しなければならない。

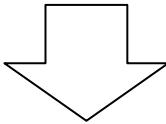
1－1－42 工事測量及び事前調査

- 1 請負者は、工事契約後すみやかに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員の指示を受けなければならない。なお、測量標（BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また請負者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。

工事請負契約書における条件変更に伴う設計変更手続き



(3) 変更設計図の作成業務分担

項目	発注者(甲)	請負者(乙)
契約書第18条により、事実を発見した場合	<p>契約書 第18条第2項 ・調査の実施 (乙の立ち会いの上)</p> <p>契約書 第18条第3項 ・調査の結果の通知 (とるべき措置の指示を含む)</p>	<p>長崎県建設工事共通仕様書 1-1-42 (工事測量及び事前調査) 用地境界、中心線、縦断、横断測量を実施し設計図書と確認する。</p> <p>契約書 第18条第1項第2号 (設計図書に誤謬及び脱漏) 長崎県建設工事共通仕様書 1-1-3 (設計図書の照査) ・設計一般図のチェック。 ・構造物の安定・応力計算、配筋チェックをする。</p>  <p>契約書 第18条第1項第4号 (工事現場の形状等、施工条件) 長崎県建設工事共通仕様書 1-1-3 (設計図書の照査) 事実が確認できる資料の提出をし、確認を求める。 例示について、「変更設計図面作成における乙側の施工図の範囲」を参照。</p>
事実を確認後設計図書の訂正、変更	<p>契約書 第18条第4項 (設計図書の訂正、変更)</p> <p>① 第1項第1号から第3号に該当する設計図書の訂正</p> <p>② 第1項第4号から第5号に該当する設計図書の変更（工事工作物の変更を伴うもの）</p> <p>③ 第1項第4号から第5号に該当する設計図書の変更（工事工作物の変更を伴わないもの） 上記全て甲が行う</p> <p>長崎県建設工事共通仕様書 1-1-17 (設計図書の変更等) ・発注者が修正する。</p> <p>※設計図書の訂正、変更は乙側の施工図等を参照</p>	<p>長崎県建設工事共通仕様書 1-1-3 (設計図書の照査等) ・更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従う。</p>
数量の算出	<p>変更設計数量算出 ・請負者の出来形数量計算書を参考に変更数量を算出する。</p>	<p>長崎県建設工事共通仕様書 1-1-23 (数量の算出及び完成図) 設計数量をもとに出来高数量を算出（出来形数量計算書）し、提出する。</p>

変更設計図作成における乙側の施工図の範囲

工種区分	細別	変更内容	乙	甲
道路土工	切土工 盛土工	・縦断、横断図の現地盤線の変更図 ・岩質変化線の変更図	○ ○	
法面工	モルタル吹付 コンクリート吹付 厚層基材吹付	・法面展開図と現地法面とが食い違っている場合の変更展開図 ・新たな法面処理が生じた場合の法面吹付標準構造図及び法面展開図	○ ○	○ 工法決定
	法枠工 プレキャスト 現場吹付 現場打	・法面展開図と現地法面とが食い違っている場合の変更展開図	○	
	ブロック積工	・現地地形の変動、又は現地取合せの関係で追加或いは減少が生じた場合の変更図 ・当初土羽で設計していたが現地用地を確認した結果、ブロック積擁壁で施工する必要が生じた場合の構造図及び展開図（標準設計活用可能） ・背面土砂の変更に伴う裏込材及び裏込コンクリート等の変更構造図（標準設計活用可能）	○ ○ ○	○ 工法決定
擁壁工	重力式擁壁 もたれ擁壁	・現地地形の変動、又は現地取合せの関係で追加或いは減少が生じた場合の変更図 ・既設構造物に同一断面で継ぎ足す場合、その断面等に誤りがある場合の変更図 ・当初の地盤改良を現地地質状況に併せて変更する場合の変更図 ・地元要望等により、法尻に水路が必要になった場合の水路及び小型重力式擁壁の構造図（標準設計活用可能） ・当初土砂基礎で計画していたが、一部岩盤（中硬岩等）になり標準設計の活用によりフーチング構造の変更が可能である場合の変更構造図	○ ○ ○ ○ ○	○ 判断 ○ 工法決定
	逆T式擁壁工	・床掘の結果、直接基礎に置換コンクリートを追加する必要が生じた場合の置換コンクリート等の構造図 ・主鉄筋等の配筋図を取り違えていた場合の変更配筋図	○ ○	○ 計算有り ○ 計算有り
函渠工	現場打函渠工	・現地取合いでウイング構造に一部変更が生じた場合の変更構造図 ・当初岩盤基礎であったが、土砂基礎になり杭基礎（標準設計活用可能）が必要になった場合の変更構造図 ・床掘の結果、置換基礎が必要になった場合の変更構造図	○ ○	○ 計算有り ○
	プレキャスト函渠	・現地地形の変動、又は現地取合せの関係で追加或いは減少が生じた場合の変更図	○	

工種区分	細別	変更内容	乙	甲
橋梁下部工	基礎工	・直接基礎において、土基礎から岩基礎に変更になった場合の変更構造図	○	
		・既成杭基礎において、試験杭の施工により本杭の変更が生じた場合の変更構造図	○ 計算なし	○ 計算有り
		・床掘の結果、直接基礎に置換コンクリートを追加する必要が生じた場合の置換コンクリート等の構造図	○ 計算なし	○ 計算有り
		・当初開削工法で計画していたが、土質の変更により締切矢板等が必要になった場合の構造図		○
橋梁上部工	橋台・橋脚工 (躯体工)	・主鉄筋等の配筋図を取り違えていた場合の変更配筋図	○ 計算なし	○ 計算有り
		・軽微な応力計算の伴わない配筋の変更が生じた場合の変更配筋図	○	
	鋼橋製作工	・鋼橋製作に伴う承認図 ・架設工法等により、部材の補強等が必要になった場合の変更構造図	○ ○	○ 判断
	PCポステン桁	・請負者側で、工場製作による分割プレキャスト化する場合の構造計算及び変更構造図	○	
横断歩道橋	鋼橋架設工	・架設工法の変更により、ベント基礎等に変更が生じた場合の変更構造図	○	○ 判断
	床版工	・排水溝設置箇所等の変更に伴う補強鉄筋の変更配筋図	○	
	歩道橋架設	・交通切廻等の変更により製作ブロック割の変更が生じた場合の変更構造	○	○ 判断
舗装工	舗装工	・現場CBRによる舗装構造の変更に伴う変更構造図	○	○ 判断
	オーバレイ工	・当初オーバレイで計画していたが、現地状況から打換する必要が生じた場合の打換断面図及び施工範囲図	○	○ 判断
	取付道路摺付工	・取付道路の地盤高の違い、或いは施工面積の違いにより、摺付舗装の構造等が変わった場合の変更図	○	○ 判断
	橋面舗装工	・当初橋面の防水工は計画していなかったが、防水の必要が生じた場合の施工図		○
防護柵工	ガードレール工 ガードパイプ工	・現地取合いで防護柵延長が変更になった場合の変更図	○	
		・当初計画していなかったが、新たに設置の必要が生じた場合の構造図	○	○ 判断
排水工	側溝工	・前後の既設水路と断面が違うなど、側溝断面が変わる場合の変更構造図	○	○ 判断
		・現地地形図等の違いから施工延長が変わる場合の変更図	○	
		・側溝嵩上で既設断面の違い、又は延長等の違いがあった場合の変更図	○	
		・新たに湧水箇所があり、側溝の必要が生じた場合の構造図		○

工種区分	細別	変更内容	乙	甲
排水工	集水桿	・流末排水計画の見直しで新たに集水桿の新設、或いは集水桿の構造変更等が生じた場合の変更図 ・当初コンクリート蓋で計画していたが、グレーチング構造等に変わった場合の変更構造図	○	○ 判断
		・当初設計に計画していない箇所に、新たに地下排水工の必要が生じた場合の追加図	○	○ 判断
	管渠工	・当初土被り厚の適用を間違っていて、構造図等が変わる場合の変更図（標準設計活用可能）	○	○ 判断
縁石工	歩車道境界ブロック工	・乗入口等の追加により縁石構造の変更が生じた場合の変更図 ・当初設計の間口位置と現場が違った場合の変更図 ・現地取合いの関係で新たに構造図が必要になった場合の追加構造図	○ ○ ○	○ 判断
		・植栽延長の変更図 ・現地取合い（乗入口等の追加）による樹木の増減、或いは計画変更による樹木の変更等の変更配置図	○ ○	○ 判断
公園工	園路工	・園路計画等に変更が生じた場合の変更図	○ 計算なし	○ 計算有り
標識設置工	標識設置	・占用埋設物件の関係で、設置場所の変更が生じた場合の変更構造図	○ 計算なし	○ 計算有り
トンネル工	掘削補助工	・新たに掘削補助工法が必要になった場合の補助工法決定後の構造図の作成 ・掘削工に湧水箇所があった場合における湧水対策工法決定後の構造図の作成	○ ○	
		・現地地形の変化に伴う坑門工の一部構造変更が生じた場合の変更図	○ 計算なし	○ 計算有り
河川土工	築堤	・横断図の現地盤線の変更図	○	
河川護岸工	ブロック張工	・現地盤の変動、又は現地取合わせの関係で追加或いは減少が生じた場合の変更図 ・背面土砂の変更に伴う裏込材の変更構造図	○ ○	
根固め工	根固めブロック	・設計場所、或いは設置方法等の変更に伴う変更構造図	○	○ 判断
樋門・樋管	基礎工	・直接基礎において、土基礎から岩基礎の変更になった場合の変更構造図 ・既成杭基礎において、試験杭の施工により本杭の変更が生じた場合の変更構造図 ・床掘の結果、直接基礎に置換コンクリートを追加する必要が生じた場合の置換コンクリート等の構造	○ ○ ○	○ 計算有り ○ 計算有り
		・軽微な応力計算の伴わない配筋の変更が生じた場合の変更配筋図		

工種区分	細別	変更内容	乙	甲
仮設工	工事用道路	・地元協議等から工事用道路新設の必要が生じた場合の構造図		○
共通工	数量計算	・乙側に關係する変更設計図に関わる数量計算書 ・甲側に關係する変更設計図に関わる数量計算書	○	○
	工事契約用 変更図面	・契約変更する時点に必要な設計図面の精算的な寸法等の修正	○	

